

議案第49号

令和3年度川崎市墓地整備事業特別会計補正予算

令和3年度川崎市の墓地整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰越して使用することができる経費は、「第1表繰越明許費」による。

令和4年 2 月 1 4 日提出

川崎市長 福田 紀彦

第 1 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 墓地整備事業費	1 墓地整備事業費	早野聖地公園整備事業	千円 4,820